新漁法モデル実証普及事業に係る応募条件

新漁法モデル普及実証事業公募要領(令和3年4月14日定め)第2条第3項に定める 公募の条件は、以下のとおりとする。

モデル:小型底定置網による新漁法モデル

【応募条件】

- (1) 宮崎県内の沿海漁協に所属する組合員であること。
- (2) 本人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者又は、その関係者と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 地方税法(昭和25年法律226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (5) 小型底定置網の操業を可能とする艤装した漁船を所有している者(または所有見込みのある者)。また、当該漁業の実施にあたり、公益社団法人宮崎県漁村活性化推進機構が手配する漁具の使用を遵守する者。
- (6) 所属する漁業協同組合の推薦を受けているものであること。